別記様式第４号　（昭39農令59・追加、昭47農令61・旧別記様式第１号繰下・一部改正、昭59農水令45・平17農水令18・一部改正）

各　筆　換　地　等　明　細　書

１　各筆換地明細，清算金明細及び換地を定めない土地の明細

(1)　所有権に関する明細

所有者の住所及び氏名又は名称		

従前の土地											換地												地積の増減の割合	清算金		記事		
所有権登記の有無	郡市町村区						評定		換地交付基準額	換地交付基準地積	記録する登記記録	郡市町村区						評定		所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限				徴収額	支払額			
	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額				大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	種別	部分	符号						
用途別合計											用途別合計															自作地等の団地数		
総計											総計															従前の土地	換地	
所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計											所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計																	
自作地等の総計											自作地等の総計																	

頁	農家番号	

(2)　所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細

権利者の住所及び氏名又は名称																													
従前の土地											換地										地積の増減の割合	権利の表示	清算金		所有者の氏名又は名称	記事			
郡市		町村区		評定		換地交付基準額	換地交付基準地積				郡市		町村区		評定								徴収額	支払額					
大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額				大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額											
用途別合計											用途別合計															耕作地等の団地数			
総計											総計															従前の土地		換地	
耕作地等の総計											耕作地等の総計																		
頁		農家番号																											

2　その他特別の定めをする土地の明細

所有者の住所及び名称		

換地処分前の土地								換地処分後の土地											清算金その他必要な事項に関する記事
郡市 町村区								郡市 町村区								法第54条の２第７項に規定する国有地等に係る従前の権利			
大字	字	地番	地目	用途	地積	区分	摘要	大字	字	地番	地目	用途	地積	区分	摘要	種別	部分	符号	
用途別合計								用途別合計											
総計								総計											

頁

備考

1　従前の土地又は換地処分前の土地に係る「郡市区町村」，「大字」，「字」，「地番」，「地目」及び「地積」の各欄には，登記簿に記録された表示により記載するものとし，登記簿に記録された地積の表示が現況の地積と異なる場合には，「地積」の欄にその現況の地積を附記すること。

2　１の表の「等位」欄には，第43条の６の規定により評定した等位を記載すること。

3　１の表の「換地交付基準額」欄には，当該換地計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある換地の価額の総額から当該地域内にある従前の土地の価額の総額を差し引いて得た額を各従前の土地の地積又は価額に応じてあん分し，従前の土地の価額に，そのあん分された額のうちその従前の土地に対応するものを加えて得た額を記載すること。

4　１の表の「換地交付基準地積」欄には，従前の土地の地積に，当該換地計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある換地の地積の総面積の当該地域内にある従前の土地の地積の総面積に対する割合を乗じて得た地積を記載すること。

5　法第53条の２の２第１項の規定により地積を特に減じて換地を定める場合には，１の表の従前の土地に係る「地積」の欄には，従前の土地の地積からその特に減じた地積を控除して得た地積を，同表の従前の土地に係る「価額」，「換地交付基準額」及び「換地交付基準地積」の各欄には，それぞれ従前の土地の地積からその特に減じた地積を控除して得た地積に対応する価額，換地交付基準額及び換地交付基準地積を，同表の「清算金」の欄には，その地積を特に減じて換地を定めたことに伴う清算金を併せ記載すること。

6　１の(1)の表の「記録する登記記録」欄は，空欄にしておくこと。

7　１の(1)の表の「所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限」欄には，換地について，従前の土地の全部又は一部について存した所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限の目的たるべき土地又はその部分が定められた場合に，該当事項を記載すること。この場合において，「種別」欄にはその権利又は処分の制限の種類及び当該権利が登記簿に記録されているときはその旨を，「部分」欄にはその権利又は処分の制限の及ぶべき部分の位置，地積及び価額を，「符号」欄にはその部分を示す換地図に表示する符号を記載すること。

8　１の表の「地積の増減の割合」欄には，附録の算式により算定した割合を記載すること。

9　１の(1)の表の「記事」欄には，次に掲げる事項を記載すること。

⑴　所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供される農用地にあつては，その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及びその者がその農用地につき法第３条に規定する資格を有する者であるときはその旨

⑵　清算金を供託しなければならない場合には，供託すべき清算金の額並びに供託所の所在及び名称

⑶　換地の上に地役権が存続すべき場合には，要役地又は承役地の表示及び地役権の範囲

⑷　法第63条第２項の規定により従前の土地の全部又は一部に存した地役権が消滅する場合には，その旨

⑸　法第53条の２の２第１項の規定により，地積を特に減じて換地を定める場合にあつてはその旨及びその特に減じる地積，換地を定めない場合にあつてはその旨

⑹　法第52条第２項の規定により一の区に係る換地計画において，他の区の区域内にある土地を従前の土地として，これにつき換地を定め，又は定めない場合には，その旨

10　１の⑴の表の「自作地等の総計」及び「自作地等の団地数」の各欄には，所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供される農用地につき，それぞれその総計及び団地数を記載すること。

11　従前の土地の一部について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利があり，又は換地についてその権利の目的たるべき土地の部分が定められた場合には，１の⑵の表の「地番」欄にはその旨を附記し，同表の「地積」，「価額」，「換地交付基準額」，「換地交付基準地積」，「地積の増減の割合」，「徴収額」及び「支払額」の各欄にはそれぞれその部分に対応する地積，価額，換地交付基準額，換地交付基準地積，地積の増減の割合，徴収額及び支払額を記載すること。

12　１の⑵の表の「所有者の氏名又は名称」欄には，所有者がその土地につき法第３条に規定する資格を有する者である場合には，その旨を附記すること。

13　１の⑵の表の「記事」欄には，換地の上に地役権が存続すべき場合には，要役地又は承役地の表示及び地役権の範囲を記載し，法第63条第２項の規定により従前の土地の全部又は一部に存した地役権が消滅する場合には，その旨を記載すること。

14　１の⑵の表の「耕作地等の総計」及び「耕作地等の団地数」の各欄には，所有権その他の使用及び収益を目的とする権利に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供される農用地につき，それぞれその総計及び団地数を記載すること。

15　２の表の「法第54条の２第７項に規定する国有地等に係る従前の権利」欄には，７の例により記載すること。

16　２の表「区分」欄には，法第53条の３第１項又は法第53条の３の２第１項の規定により定められた換地を法第54条の２第５項の規定により取得する場合にはその旨及び法第54条の２第６項の規定により取得する場合にはその旨を記載すること。

17　２の表の「摘要」欄には，土地改良施設又は法第54条の２第６項に規定する道路等の規模を記載すること。

18　１の表の記載に当たり，従前の土地に所有権以外の権利及び処分の制限がない場合であり，かつ，法第53条の２の２第１項の規定により地積を特に減じて換地を定め，又は換地を定めない場合に該当しないときは，同表の「換地交付基準額」，「換地交付基準地積」，「地積の増減の割合」及び「清算金」の各欄は，その記載を省略することができる。この場合には，同表の「所有権以外の権利及び処分の制限がない土地の合計」欄にその合計数値を記載すること。

19　電子計算機その他の機器により記載する場合には，それに必要な限度において，欄を適宜組み替え，又は新たに欄を設けることができる。